

平成27年度 第1回浜松市要保護児童対策地域協議会(代表者会議) 議事録

1 開催日時 平成27年8月27日(木)午後1時30分から午後4時00分

2 開催場所 浜松市役所本館 8階 802会議室

3 出席状況 ※敬称略

- <専門委員> 浜松市警察部 太田
静岡県弁護士会浜松支部 鈴木 敏弘
14名 静岡地方法務局浜松支局 畑山
浜松市人権擁護委員連絡協議会 石貝
浜松市医師会(産婦人科) 西村
浜松市歯科医師会 浅井
浜松市薬剤師会 澤井
浜松市助産師会 齋藤
浜松市民生委員児童委員協議会 稲田
浜松民間保育園園長会 佐藤
浜松市私立幼稚園協会 水野
浜松市社会福祉施設協議会児童・障害部会
(障害児入所施設) 松本
浜松市社会福祉施設協議会児童・障害部会
(児童養護施設) 川村
浜松市児童家庭支援センター 村瀬(代理:小楠)
- <関係機関> こども家庭部 伊熊、児童相談所 鈴木 勝、
15名 幼児教育・保育課 遠藤・新谷、
健康増進課 小橋(代理:鈴木由紀子)、
障害保健福祉課 久野(代理:岡野)、
精神保健福祉センター 二宮(代理:小林)
学校教育部指導課 上野、中区社会福祉課 中村 秀夫、
東区社会福祉課 中野、西区社会福祉課 伊東、
南区社会福祉課 松井、北区社会福祉課 久米、
浜北区社会福祉課 渡邊、天竜区社会福祉課 中村 武仁
- <事務局> 中村 本子、櫻井、平野、生田、大羽
5名

4 議事内容

- (1) 浜松市における児童虐待対応の仕組みについて 資料2、参考資料2～5
- (2) 平成26年度浜松市における児童相談対応の状況について 資料3
- (3) 平成26年度浜松市要保護児童対策地域協議会活動状況について 資料4
- (4) 浜松市児童虐待防止対策の推進について 資料5
 - ・「居住実態が把握できない児童」への取り組みについて 資料6
 - ・各機関の取り組み状況について ※資料1、参考資料1は、開会時に使用。

5 議事録

次第1 開会

事務局 本日は忙しい中お集まりいただき感謝する。ただ今より、平成27年度浜松市要保護児童対策地域協議会第1回代表者会議を開催する。

本日は専門委員16名中、13名、代理出席1名が出席している。参考資料1の浜松市要保護児童対策地域協議会設置要綱第6条第2項に基づき、委員の過半数の出席により会議は成立していることを報告する。本会議については、資料1に沿って説明する。

次第2 構成機関紹介

事務局 構成機関である専門委員、市関係機関の紹介に移る。専門委員の方には名簿の順に所属と氏名を自己紹介願う。

各専門委員 (名簿順に自己紹介)

事務局 市関係機関については、手元の名簿を参照願う。ここから先は議事に移るので、会長に進行をお願いする。

会長 こども家庭部長の伊熊です。日頃は、浜松市の要保護児童等の支援、児童虐待防止のため、協力いただき感謝する。本日は、会長を務めさせてもらう。また、今回の会議は個人情報が含まれていないので、公開とする。

次第3 議事

会長 それでは議事に移る。本日の議題は、次第3のとおり4項目である。

議事(1)

会長 議事(1)浜松市における児童虐待対応の仕組みにつき、事務局から説明願う。

事務局 資料2及び参考資料2～5に沿って説明する。

質疑応答

会長 先ほどの事務局の説明に対し、質問はあるか。

各委員 特段なし。

議事(2)

会長 次に議事(2)平成26年度浜松市における児童相談対応の状況について、事務局から説明願う。

事務局 資料3に沿って説明する。

質疑応答

会長 先ほどの事務局の説明に対し、質問はあるか。

警察部 表2につき、平成26年度の静岡県と浜松市の件数は差が大きい。同じ政令市である静岡市の件数はいかがか。

事務局 静岡県内の数字であるので、浜松市分も含まれる。静岡市の家庭児童相談室の統計について、今後確認していきたい。

児童相談所 静岡市児童相談所の虐待対応件数は、平成24年度362件、平成25年度333件、平成26年度491件である。

養護施設 189の通告件数はいかがか。

児童相談所 189での相談受付は、7月から17件あった。189は、市民が児童虐待の相談をしやすいう、厚生労働省が今年7月から従来の児童相談所全国共通ダイヤル番号10桁から3桁の189とした。しかし、全国的にも件数は多くなく、周知徹底が不足しているのが現状だ。

養護施設 早期発見・早期対応を進め、重度化を防ぐためには周知に努めてもらいたい。

保育園 資料の表2につき、平成22年度からの推移では、家庭児童相談室は微増し続けているが、児童相談所の件数は増減が大きい。その原因は何か。

児童相談所 一概に言えないが、例えば、平成25年度から平成26年度にかけて70件増加している。平成26年度には県内外で児童虐待死亡事件が大きく報じられ、市民の虐待への関心が高まり、通告件数も増えたと考えられる。

障害児施設 表1のうち、障害相談は手帳判定等で終結すると思うが、虐待相談での継続ケースや重症ケース等、その後の対応はどうか。また、表4のうち、平成24、25年度は児童本人からの相談があるが、平成26年度は0件である。子ども本人が相談できるという周知はどのように行っているか。

児童相談所 表1の障害相談は療育手帳判定等に関わる相談であり、相談日数はそれほど長くない。一方、虐待相談は各種の診断や虐待の発生過程の調査、再発の防止の検討、一時保護や施設入所等の対応があり、相談期間は一概に言えない。

事務局 支援の中で重症度が変わることもあるため、統計をとって反映することは難しいことをご理解いただければと思う。

児童相談所 もう1点の質問である児童本人からの相談については、結果として平成26年度は0件であったが、あらゆる機会を通じて学校の先生には周知をしており、子ども本人にもチラシ等を渡し、周知をしている。

警察部 児童本人の相談件数が少ない理由は、虐待者は親が多いので、親に頼るしかない子どもが相談しにくいからだと思われる。学校を通じて周知することも必要だが、それだけでは広まっていかず、検討していく必要がある。

歯科医師会 表3の家庭児童相談室への相談経路別につき、児童相談所という項目は、児童相談所から家庭児童相談室へ連絡のあった件数か。

事務局 そうだ。児童相談所ではなく、家庭児童相談室で受け持つべきと判断された軽いケースになる。

歯科医師会 表4の児童相談所への相談経路別につき、児童相談所という項目は何か。

児童相談所 本市以外の他市や他県の児童相談所から浜松市児童相談所への送致件数である。

民生児童委員 一時保護のあり方について聞きたい。一時保護のケースにつき、小中学校へはいつから子どもを家庭へ帰すのか伝わっているが、帰した段階で心配な場合は小中学校から民生委員へ連絡あるが、民生委員では情報把握していない。学校側では学校に来たら見守りできるが、家庭での見守りは難しいため、関係機関で連携して子どもを見守ることが必要だ。地域のネットワークをもっと活用いただきたい。また、虐待者がなぜ虐待をしたのか分析すると、虐待予防につながると思う。

事務局 今の意見については、議事(4)で説明する。

児童相談所 表8につき、平成25年度の一時保護の平均期間は約33日、平成26年度は

約37日である。平均なので1日程度で解除から長期間まであり、長期となる場合は虐待者の状態が変わらないか、次の受入先の調整に時間がかかる場合だ。いずれにしても、家庭復帰にあたっては地域での見守りが必要で、民生委員児童委員には今後、家庭引取の際のケース会議参加をお願いすることもあるかと思う。

議事(3)

会長 次に議事(3)平成26年度浜松市要保護児童対策地域協議会活動状況について、事務局から説明願う。

事務局 資料4に沿って説明する。

質疑応答

会長 先ほどの事務局の説明に対し、質問はあるか。

養護施設 実務者会議が平成26年度年3回から今年度年2回に減った理由はいかがか。

事務局 本市のように毎月、進行管理会議を開催するところは全国的に少なく、要対協に力をいれている。参考資料1の要綱第3章で実務者会議の内容を挙げており、(1)要保護児童の実態把握及び支援を行っているケースの総合的な把握は、進行管理会議で対応できている。(2)要保護児童対策を推進するための啓発活動は、代表者会議と兼ねている部分もある。そのため、実務者会議は2回で十分であると判断した。

民生児童委員 進行管理会議の管理ケースとするかどうかの判断は、家庭児童相談室で行っているのか。要対協にあげてもらいたいケースは、どのようにすればいいのか。

事務局 事務局は各家庭児童相談室になる。主にケースの主担当となる家庭児童相談室もしくは児童相談所が判断している。地域からあげられたケースについては各機関内で検討され、要保護児童等として、関係機関とのネットワークが必要と判断されたケースについて、要対協管理としている。

民生児童委員 進行管理会議の対象にしたいと思う心配なケースは、家庭児童相談室に相談した方がいいということか。

事務局 相談してもらえればと思う。

民生児童委員 学校で抱えるケースにつき、民生委員児童委員に相談がありケース検討をしているが、家庭児童相談室に相談してない場合もある。学校が要対協を十分理解していない。学校だけで抱え込まず、要対協をもっと活用していく必要があると感じている。

学校教育部 教育委員会としても、要対協への学校の理解が徹底されていないのではないかと危惧している。そのため、今年度、全校を集めた場でスクールソーシャルワーカーに要対協の説明をしてもらった。今後、連携をより強化していきたい。

議事(4)

会長 議事(4)浜松市児童虐待防止対策の推進につき、各担当部署から説明願う。

各担当部署 資料5に沿って事務局、幼児教育・保育課、健康増進課、児童相談所、学校教育部より説明する。特に「2. 早期発見・早期対応」のNo11、27年度の主な取組のうち、居所不明児童対策強化について、事務局より資料6に沿って説明する。

- 会長 最後に、各機関から虐待防止や虐待を受けている子ども達に適切な支援を図る上での取り組み状況について、参加いただいている専門委員各位から報告願う。
- 警察部 年々増加している児童虐待に関心をもっている。子どもの安全、生命が危険にさらされないよう、早い段階で各警察署の生活安全課に連絡いただければと思う。児童相談所では長期間不登校の児童につき、安全確認できないため警察へ相談があり、母子保護したこともある。早い段階で連携が必要だと考えている。
- 弁護士会 子どもの権利委員会中心に虐待問題に取り組んでいる。また、別の委員会では生活保護を受けるべきだが受けていない家庭に対し、弁護士が同行して市と調整する等、子どもを守ることを第一に様々なことに取り組んでいる。何かあれば弁護士会へ連絡いただければと思う。
- 法務局 法務省では、子どもの無戸籍の問題をテーマとしている。DVで避難している間に別の男性との間に子どもが生まれた場合、その子は現在の夫の嫡出として推定され、出生届けが出せないため、住民票の取得や通学ができず何の支援も受けられない。関係機関と連携をとって解消するために活動している。また、人権侵犯事件の調査も行っており、虐待通報を受けて児童相談所等と連携したこともある。
- 人権擁護委員会 本日配布しているSOSミニレターを、毎年11月中旬に各小中学校全校へ、説明して渡している。市内では30件程度であり、いじめ相談が多いが、親からの暴力相談もあるため、学校や児童相談所と連携している。事務局が作成した『「もしかして虐待？」・・・と思ったら』は、相談を受ける際の参考になる。
- 産婦人科医会 健康増進課と定期的に会合を開き、特定妊婦の観点から予防として、ハイリスク妊婦の発見につなげられるかと思う。質問だが、資料4の表1で、特定妊婦は平成26年度80人とあるが、ピックアップはどこからされているのか。
- 事務局 産婦人科から直接通報の場合もあるが、産婦人科から保健センターを経由して家庭児童相談室へつながるケースもある。また、それ以外にも保健センターで母子手帳発行時にハイリスクとしたケースを、特定妊婦と判断する場合もある。
- 産婦人科医会 ハイリスク妊婦がいたらピックアップして通報するよう、会員に周知していきたい。今後もよろしく願います。
- 歯科医師会 児童虐待防止について、県の歯科医師会で毎年11月頃に集会を開催し、またリーフレットも作成して各診療所に配布している。浜松では、平成26年11月に児童相談所に講演をしてもらっている。また、本日配布している会員向けの「はあもにい」において、今年、事務局に取材をし、児童虐待の特集を組んだ。虐待の早期発見のため、虐待を受けた時にできる口の中の特徴について、各診療所や歯科健康診断時に発見できるよう努めている。
- 薬剤師会 今年度、妊娠SOSダイヤルのリーフレットを全会員に配布した。あわせて、子ども自らの頻繁な薬の購入や、中高校生等の妊娠検査薬購入等について、日常の業務で意識するよう啓発している。今後の課題として、幼稚園、小中高等学校等で学校薬剤師として子どもと直接話す機会もあるので、薬学や健康の話だけでなく、心の面でも何か協力できないか検討していきたい。また、歯科医師会の取り組みを見習って、事務局に取材し、児童虐待の将来も検討していきたい。
- 助産師会 資料5で助産師会が関わる事業が増えている。子育て支援ひろばの妊婦支援では月2回、助産師が出向いて、地域で子育てできることを妊娠時からわかってもらうように啓発している。赤ちゃん訪問でもひろばの周知をしているが、出産後

できるだけ早くひろばに来たいという人もいる。基本は首が据わることが目安と伝えるが、早く外出したいというお母さんの気持ちを考えると、産婦を取り巻く環境が変化していると感じる。また、今年度養育支援訪問員にも登録し、関わらすべきケースがどんどん増えている。虐待予防に取り組むにあたり、関係機関と連携を大切にしていきたい。

民生児童委員 毎年11月の児童虐待防止推進月間で、民生委員児童委員協議会、行政と協同で啓発活動をしている。本日、東区の主任児童委員のチラシを配布している。また、年間約7,000人程度出生があるが、主任児童委員が108人いるので全世帯訪問できるため、必要があれば子育ての実態把握していくことも可能だ。東区はスクールソーシャルワーカーと民生委員児童委員が毎年連携を図っている。さらに連携を深めたい。警察部に質問であるが、部屋の中で子どもが放置されているのを民生委員児童委員が発見し、警察を呼んで窓ガラスを割って救出した場合、割った窓ガラスの補償制度はあるのか。

警察部 補償制度はない。生命の危険があるなら、状況に応じてなるべく損害を少なくするよう、またアパート等では大家の了解を得て対応するのが原則だ。また、基本的に緊急対応が必要なケースについては児童相談所が対応する。児童相談所から援助要請があつて、警察と児童相談所が共同で行う。

保育園長 認可保育所では、登園時や昼寝の着替え時等、毎日身体の確認をしている。虐待疑いがあつた場合は、園によっては保護者のしつけとして通告を躊躇する場合もあるが、昨今の情勢や保護者の養育能力が低下している現状もあるため、家庭児童相談室や児童相談所へ通告することを原則としている。毎月の園長会では、虐待について園同士で話す機会も設けている。また、子育て支援ひろばを行っている園もあるため、保護者への支援や、地域連携も促進するようにしている。今後は、認証1、2類や無認可の保育所とも、要保護のネットワークを構築していきたいと考えている。

幼稚園 緊急性が中程度以上の事案はためらわず通告しているが、軽度な虐待は躊躇してしまう。なぜなら、父母の教育も幼稚園教育の一部であり、しつけか判断に迷う場合や、親が園へ相談する中で把握した軽度の虐待疑いを通告すべきか躊躇してしまうからだ。母親が子育てに一番責任を持っているため、それがストレスになり結果として虐待につながるかと思う。そのため、男女共同参画課といった機関もこの会議に参加して、父母への啓発をすることも効果的かと思う。また、児童相談所や家庭児童相談室の違いの理解も不十分のため、周知していきたい。家庭児童相談室から情報提供依頼がくるが、切手代は負担するため返送先を間違えないよう返送用の封筒をいれていただきたい。

障害児施設 情報提供依頼がきて、様々な機関に連絡しやすくなった。ただ、障害をもっている子どもの場合は、泣く理由等が母親に分からず、ストレスがたまり虐待につながるリスクも高まるため、障害特性の理解を今後も進めていきたい。また、障害スタッフも子育てに関わるようになり、今後も相談できる体制作りに努めたい。また、障害児の場合は幼児期だけでも家族の不理解も一因で離婚や別居が起り得、家庭の歴史が変わることがあり、家庭の背景を把握するノウハウの蓄積が課題である。障害児支援者の虐待が多く、今年度、協会として支援者へアンケートをとって意識改革を図っていきたいと考えている。

養護施設 市内には児童養護施設3か所、乳児院1か所、自立援助ホーム1か所がある。入所の半数は被虐待児であり、PTSD等で難しいケースが多いのが現状である。また、発達障害児の割合も増えている。そのような背景を踏まえ、厚生労働省も子育て支援の充実、子どもの貧困対策の一環としても職員配置基準をあげているので、子どもへの個別対応の充実に努めたい。また、浜松市では心理療法担当職員の加配、大学等への進学支援等を実施のため、子どもたちの健やかな成長に努め、虐待の連鎖、貧困の連鎖の断ち切りをし、長期的な虐待予防としていきたい。

児童家庭支援センター 本日配布している児童家庭支援センターのカードを見ていただきたい。行政とは異なる子育ての相談機関として当センターがある。児童相談所が平成19年度に出来て以来、児童虐待対応件数は家庭児童相談室と共に急激な伸び率を示し、その隙間を民間社会資源と経験値でカバーしたいと考え、元児童相談所長や医師、大学教授等の様々な専門家が所属する当NPO法人で、平成25年4月に当センターの運営受託をした。児童家庭支援センターの業務として、個別相談対応、家庭児童相談室への技術的助言、主任児童委員やスクールソーシャルワーカーの研修会でのアドバイザー参加、児童相談所からの指導委託、里親支援を行っている。

議事終了

会長 それでは事務局及び各区役所においては、実務者会議が効果的に行われるよう、調整を願う。また、各機関では、今後も実務者会議への協力を願う。

皆様の協力に感謝し、本日の議事は終了となる。進行を事務局へ返す。

4 閉会

事務局 委員の皆様には、本日は貴重な意見をいただき感謝する。各委員においては、本日の内容を各機関へ持ち帰り、意見等があれば事務局まで願う。今後、実務担当者にも代表者会議での意見を伝え、虐待防止や支援・保護が適切に行われるよう、調整を図っていく。

また、毎年11月は児童虐待防止月間となり、11月2日には、各区のショッピングセンターや浜松駅前、市と民生児童委員協議会、社会福祉協議会が合同で、啓発グッズを配布する。また、11月15日は子育て応援講演会を行う。

次回の代表者会議は、来年を予定している。事務局から連絡させていただく。

それでは、平成27年度浜松市要保護児童対策地域協議会第1回代表者会議を閉会する。本日は、ありがとうございました。

以上。